

平成 30 年第 20 回

札幌市教育委員会会議録

平成30年第20回教育委員会会議

1 日 時 平成30年11月13日（火） 13時30分～13時38分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	池 田	官 司
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	山 根	直 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
財務係長	松 本	博 之
財務係員	阿 部	かほり
生涯学習推進課	大 場	智 裕
推進担当係長	山 田	良 輔
推進担当係員	佐 藤	育 美
学校教育部長	檜 田	英 樹
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
教育推進課長	井 上	達 雄
教育推進係長	上 野	千 沙
教育推進係員	川 村	祐
学事係長	茂 木	貴 徳
学事係員	赤 倉	明 洋
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
児童生徒担当課長	三戸部	文 彦
学校相談支援担当係長	上 田	雅 也
教職員担当部長	紺 野	宏 子
調査係員	矢 澤	吉 明
調査係員	伊 藤	大 輔
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	札 場	義 章
書 記	山 本	裕 奈

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、平成30年第20回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いいたします。

なお、本日は、阿部夕子委員から、所用により会議を欠席される旨のご連絡がありました。

本日の議案第1号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号は公開しないことといたしますので、傍聴者の方はご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

【議 事】

◎議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について、ご説明いたします。

本案は、11月29日開会予定の第4回定例会市議会におきまして、平成30年度一般会計補正予算案が提案され、その中に教育委員会関連分も含まれますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第29条の規定に基づき、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

それでは、今回の補正予算案についてご説明いたします。

議案の次のページでございます「平成30年度一般会計補正予算案について」をご覧ください。

まず、「1 歳入歳出予算」の歳入についてご説明いたします。

表の一番上、「義務教育費国庫負担金」ですが、小・中学校等に勤務する教職員の給与に係る特定財源である義務教育費国庫負担金について、人事院勧告に基づく給与引上げに相当する額を補正するものでございます。その下、「学校給食費」については、表の上から5番目、歳出の「学校給食扶助費」に関連するものですが、平成30年度の小・中学校における給食費の値上げによる学校給食扶助費の増額補正に伴い、平成30年度中に国庫支出金の増額が見込まれることから、相当額を補正するものでございます。

次に、その下の歳出についてご説明いたします。

「小学校教育扶助費」及び「中学校教育扶助費」につきましては、就学援助と関連する国の生活保護基準の見直しに連動して、就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給額を平成31年度入学者から増額することや、学用品費等の支給件数の増加に伴い、それぞれの扶助費を増額補正するものでございます。また、「学校給食扶助費」につきましては、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、給食費の値上げに伴い、増額補正するものでございます。

表の一番下、点線で囲っております「職員費（教育職員関係分）」ですが、教育職員に係る給与費について、人事委員会勧告に基づく給与引上げに伴う所要額の増額補正を行うものでございます。なお、教育職員に係る給与費については、総務局が所管する職員費に予算計上しております。

次に、「2 債務負担行為」について御説明いたします。

債務負担行為とは複数年度にわたって債務を負担する契約を結ぶにあたり、次年度以降の財政支出を担保するものでございます。

まず、表の1番上「市民ホール運営管理」をご覧ください。教育委員会が所管する市民ホールにつきまして、平成31年4月に指定管理者を改めて指定いたします。指定管理者の選定に係る議案につきましては、10月30日開催の教育委員会会議において、既に、ご審議いただいておりますが、新たな指定管理者における指定管理業務の履行準備期間が必要となることから、平成30年度中に協定を締結する予定でございます。指定管理期間は平成31年度から5年間となりますので、協定に先立ちまして、平成35年度までの指定管理費用として、指定管理候補者から提案のありました金額を担保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、「いじめ電話相談」をご覧ください。「いじめ電話相談」及び「24時間子供SOSダイヤル」の平日夜間、閉庁日の電話相談対応業務につきまして、平成31年度から契約方法を変更することに伴い、契約に要する期間や、受託者における準備期間が必要となることから、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。つきましては、議案第1号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○池田委員 歳出の「小学校教育扶助費」についてですが、単価増はわかるのですが、件数増というのはどういうことでしょうか。扶助する対象者が増えたということでしょうか、それとも学用品の件数が増えたということなのでしょうか。もし、学用品の件数でしたら、例えばどんなものが増えているのか、教えていただければと思います。

○生涯学習部長 対象者数の増加になります。見込よりも上回ったということでございます。

○池田委員 わかりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 中学校は大丈夫だったのですね。単価だけということですか。

○生涯学習部長 はい。

○池田委員 よくわかりました。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号は提案どおり決定されました。

本日本日予定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【閉 会】

○長谷川教育長 以上で、平成30年第20回教育委員会会議を終了いたします。

以 上